

札子施第 1200 号
平成 30 年（2018 年）9 月 7 日

各施設長 様

札幌市子ども未来局支援制度担当部
保育推進担当課長

施設型給付を受ける幼稚園において私学助成一預かり事業（預かり保育）
を実施する場合の施設型給付費に係る職員配置について（通知）

日ごろより札幌市の教育・行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

施設型給付を受ける幼稚園において、私学助成一時預かり事業（預かり保育）を実施する場合の施設型給付費に係る職員配置の取り扱いについては、国から示されている各種通知やFAQ等に詳細が記載されておらず、これまで数多くの問い合わせがあったところです。

つきましては、職員配置の取扱いを下記のとおり整理しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 職員配置について

(1) 取り扱い

今年度より、施設型給付の職員配置において常勤換算後の配置教職員数を求める際には、私学助成一時預かり事業（預かり保育）に係る担当教諭の勤務時間数を除く取り扱いとします。

(2) 理由

私学助成と施設型給付の公費の二重給付を避けるため。

2 問合せ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課給付係
〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階
電話 011-211-2346